委 任 状

【問４－６関係】

 令和　　年（　　　　年）　　月　　日

熊本県知事　木村　敬　様

 　　　　　　　　　　　　債権者（委任者）

住所

法人名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金の受領の権限について、

下記の者へ委任します。

記

 （受任者）

 　　　住所

法人名

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【振込口座】

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 預金種別 | 普　通　　・　　当　座 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  | （右詰で記入してください） |
| 口座名義人（カタカナ） |  |

※ 債権者の住所等は、請求者（申請者）と同じものを記入して下さい。

委任者側担当者名：○○　○○　　連絡先：096-123-4567

受任者側担当者名：▲▲　▲▲　　連絡先：096-777-7777

熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策事業補助金の申請に関する同意書

【申請者名】

法人名・屋号代表者の職・氏名 殿

貴社が「熊本県特別高圧電気料金高騰緊急対策支援事業補助金（以下、「補助金」という。）」の交付申請を行うにあたり、以下の事項について同意します。

（１）熊本県に、以下の情報を提供すること。

 　 ・テナント名　・法人名・屋号　・令和５年１月から同年９月までの電力使用量

・その他熊本県が必要と認める情報

（２）当社を含む各テナント事業者に補助金を還元する方法、金額及び時期等については貴社に一任し、その決定に従うこと。

（３）虚偽、法令違反、誤り等が判明した場合、又は貴社の決定に応じない場合において、還元対象からの除外又は還元された補助金の返還等の処分を受けること。

（４）下記のいずれにも該当しないこと。

①　国及び地方公共団体（公営企業を含む）

②　発電事業者

③　補助金対象期間の特別高圧電力の電気料金に係る県の他の支援制度の対象となる者

　○県が実施する「医療機関・福祉施設等を対象とした物価高騰対策支援金」の補助対象者

・保険医療機関等（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、柔道整復、あはき、助産所、歯科技工所）

・保険薬局

・介護関係等（老人福祉施設、介護保険施設、介護保険事業所）

・障がい関係等（障害福祉のサービス事業所等）

・保護施設（救護施設）

・児童養護関係（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親）

・一般公衆浴場（一般公衆浴場以外の公衆浴場や市町村の一般会計で運営されている一般公衆浴場（特別会計のみで運営されている施設を除く）を除く）

・医薬品卸（薬価基準に収載されている医療用医薬品を取り扱い、かつ、医薬品卸の許可に係る医薬品倉庫の面積が概ね100平方メートル以上の医薬品卸に限る）

・クリーニング事業者（取次店除く）

・私立幼稚園（私学助成園）、認可外保育施設（熊本市を除く）

・保育所、認定こども園、私立幼稚園、地域型保育、認可外保育施設

　○県が実施する「地域交通燃料価格高騰対策事業」の補助対象者

・地域交通事業者

○県が実施する「集出荷施設等コスト高騰対策支援事業」「農業水利施設電気料金高騰対策事業」の補助対象者

・農業者の組織する団体等、土地改良区

○本県からの委託を受けた指定管理者で、電気料金高騰について別途所要の措置が講じられている者

（５）次のいずれにも該当しないこと。

①　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

令和　　年（　　　　年）　　月　　日

　　　　　　　　　　【テナント事業者】　　法人名・屋号名　　　　：

　　　　　　　　　　　　　代表者（責任者）の職・氏名：